

障害者雇用納付金の算定例 (記入説明書3頁)

令和6年度

◆除外率算定業種(除外率10%)に該当する事業を行う事業所の場合 (記入説明書 44,45頁)

	令和5年					令和6年							合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
①短時間労働者以外の常用雇用労働者数	92	96	98	112	123	129	135	135	159	185	203	215	1,682
②短時間労働者数	4	5	5	5	4	4	6	7	6	7	7	7	67
③常用雇用労働者の総数(①+②×0.5)	94	98.5	100.5	114.5	125	131	138	138.5	162	188.5	206.5	218.5	1,715.5
④法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 ③-(③×除外率) ※1 (除外率 10%)	85	89.5	90.5	103.5	113	118	125	125.5	146	170.5	186.5	197.5	1,550.5
⑤法定雇用障害者数 ④×法定雇用率(2.3%) ※2	1	2	2	2	2	2	2	2	3	3	4	4	A 29(人)
a.短時間以外の常用雇用労働者のうち重度の身体障害者、重度の知的障害者										1	1	1	3
b.短時間以外の常用雇用労働者のうち重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、精神障害者									1	1	2	2	6
c.短時間の常用雇用労働者のうち重度の身体障害者、重度の知的障害者、精神障害者									1	1	1	1	4
d.短時間の常用雇用労働者のうち重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者								1	1	1	1	2	6
e.常用障害者数 (a×2+b+c+d×0.5)								0.5	2.5	4.5	5.5	6	B 19(人)

A → 各月毎の算定基礎日における法定雇用障害者数の年度間合計数

B → 各月毎の算定基礎日における雇用障害者の年度間合計数

○: 100人を超える月

納付金の額 $\left[\begin{matrix} A \\ 29人 \end{matrix} - \begin{matrix} B \\ 19人 \end{matrix} \right] \times 50,000円 = \begin{matrix} 500,000円 \end{matrix}$

※1 「④法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」を算定するに当たって、「③常用雇用労働者の総数」に除外率を乗じて得た数(除外率相当常用雇用労働者数)に1未満の端数があるときは、1未満の端数を切り捨て「③常用雇用労働者の総数」から差し引きます。

(計算例: 上表の「7月」の場合)

- ・除外率相当常用雇用労働者数(1未満の端数は切り捨て)は、
「③常用雇用労働者の総数」(114.5人) × 除外率(10%) = 11.45人 → (端数切り捨て) 11人となり、
- ・「④法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者数」は、
「③常用雇用労働者の総数」(114.5人) - 11人 = 103.5人 となります。

※2 「⑤法定雇用障害者数」を算定するに当たって、「④法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」に法定障害者雇用率を乗じて得た数に1未満の端数があるときは、1未満の端数は切り捨てます。

なお、除外率算定業種でない場合は ④は③と同じ値になります。

障害者雇用調整金の算定例(記入説明書4頁)

令和6年度

	令和5年										令和6年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
①短時間以外の常用雇用労働者数	92	98	112	97	125	133	146	163	186	192	194	195	1,733	
②短時間労働者数	4	5	5	5	4	6	6	6	6	7	7	7	68	
③常用雇用労働者の総数(①+②×0.5)	94	100.5	114.5	99.5	127	136	149	166	189	195.5	197.5	198.5	1,767	
④法定雇用障害者数 ③×法定雇用率(2.3%)	2	2	2	2	2	3	3	3	4	4	4	4	A 35(人)	
	A → 各月毎の算定基礎日における法定雇用障害者数の年度間合計数													
⑤常用障害者数	1.5	2	2	2.5	3	3	3.5	4	3.5	4	5	6	B 40(人)	
	B → 各月毎の算定基礎日における雇用障害者の年度間合計数													

◆調整金については除外率の適用は行いません。

○ : 100人を超える月

$$\text{調整金の額} = \left(\text{B } 40\text{人} - \text{A } 35\text{人} \right) \times 29,000\text{円} = 145,000\text{円}$$

特例給付金の算定例(記入説明書6頁)

	令和5年										令和6年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
⑥週所定20時間以上の障害者 ※3	1.5	2	2	2.5	3	3	3.5	4	3.5	4	5	6	C 40(人)	
⑦週所定10時間以上20時間未満の障害者 ※3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	D 48(人)	

$$\text{特例給付金の額} = \left(\text{上限値(C)} \text{ ※4 } 40\text{人} \right) \times 7,000\text{円} = 280,000\text{円}$$

※3 「⑥週所定労働時間20時間以上の障害者」である障害者のカウント方法は「⑤常用障害者数」と同様です。一方「⑦週所定労働時間が10時間以上20時間未満の障害者」(特定短時間労働者)は障害の程度等に関わらず実人数でカウントします。

※4 「⑥常用雇用労働者である週所定労働時間20時間以上の障害者」の合計数(C)が上限となります。(ただし、小数点以下は切捨て。)

注意!! 以下のいずれかに該当する事業主は、特例給付金の支給がなされません。

- ・令和6年4月1日時点において、令和5年度以前の納付金未申告または未納付がある。
- ・令和6年度の納付金について、未申告または未納付がある。
- ・その他、詳しくは記入説明書6頁をご参照ください。

～精神障害である短時間労働者のカウント方法について～

精神障害者保健福祉手帳を取得している者は、特例措置の要件が緩和・延長となり、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1人をもって1カウントとします。

報奨金(100人以下)の算定例(記入説明書5頁)

令和6年度

	令和5年						令和6年						合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
①短時間労働者以外の常用雇用労働者数	94	85	85	84	84	95	94	94	94	105	110	110	1,134
②短時間労働者数	4	5	5	5	5	6	6	6	6	7	7	7	69
③常用雇用労働者の総数(①+②×0.5) ※1	96	87.5	87.5	86.5	86.5	98	97	97	97	108.5	113.5	113.5	1,168.5
報奨金の支給を受けるために必要な障害者数 ※2													
④各月ごとの算定基礎日における常用雇用労働者数の4% (小数点以下切り捨て)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	39(人)
72人	A → 「各月毎の算定基礎日における常用雇用労働者数に4%を乗じて得た数 (小数点以下切り捨て)の合計数」又は「72人」の いずれか多い数											72(人)	
a.短時間以外の常用雇用労働者のうち重度の身体障害者、重度の知的障害者	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	20
b.短時間以外の常用雇用労働者のうち重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、精神障害者	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
c.短時間の常用雇用労働者のうち重度の身体障害者、重度の知的障害者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
d.短時間の常用雇用労働者のうち重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、精神障害者	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
e.常用障害者数 (a×2+b+c+d×0.5) ※2	6.0	6.0	6.0	6.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	88(人)
	B → 各月毎の算定基礎日における雇用障害者の年度間合計数												

○ : 100人を超える月

報奨金の額 $\left(\boxed{B} 88人 - \boxed{A} 72人 \right) \times 21,000円 = \boxed{336,000円}$

※1 常用雇用労働者が100人以下とは

前年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の各月ごとの算定基礎日における「**③常用雇用労働者の総数**」(「短時間労働者数(1人を0.5カウント)」と「短時間以外の常用雇用労働者数」を合算した数)について、**100人以下となる月が8か月以上である事業主。**

※2 報奨金の支給申請ができる事業主とは

常用雇用労働者が100人以下であり、かつ前年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日)の各月ごとの算定基礎日における「**e.常用障害者数**」の年度間合計数(B)が、【「**④各月毎の算定基礎日における常用雇用労働者数に4%を乗じて得た数**」の年度間合計数、又は「**72人**」】の**いずれか多い数(A)を超える事業主。**

特例給付金の算定例(記入説明書6頁)

令和6年度

	令和5年						令和6年						合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
⑤週所定20時間以上の障害者 (報奨金の算定例参照) ※1	6	6	6	6	8	8	8	8	8	8	8	8	C 88(人)
⑥週所定10時間以上20時間未満の障害者 (特定短時間の実人数) ※1	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	D 96(人)

特例給付金の額 $\boxed{\text{上限値(C)} \times 2}$ $\times 5,000\text{円} = \boxed{440,000\text{円}}$

88人

※1 「⑤週所定労働時間20時間以上の障害者」である障害者のカウント方法は「e.常用障害者数」と同様です。一方「⑥週所定労働時間が10時間以上20時間未満の障害者」(特定短時間労働者)は障害の程度等に関わらず実人数でカウントします。

※2 常用雇用労働者である「⑤週所定労働時間20時間以上の障害者」の合計数(C)が上限となります。(ただし、小数点以下は切捨て。)

注意!! 以下のいずれかに該当する事業主は、特例給付金の支給がなされません。

- ・令和6年4月1日時点において、令和5年度以前の納付金未申告または未納付がある。
- ・令和6年度の納付金について、未申告または未納付がある。
- ・その他、詳しくは記入説明書6頁をご参照ください。

～精神障害である短時間労働者のカウント方法について～

精神障害者保健福祉手帳を取得している者は、特例措置の要件が緩和・延長となり、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1人をもって1カウントとします。

～特定短時間労働者の確認をお忘れなく～

- ・短時間労働者が乖離判断により、特定短時間労働者となる場合があります。
- ・報奨金申請の要件を満たさない場合でも、特例給付金のみでの申請が行えます。